



法エール

Vol. 72

H26. 12. 20



ご挨拶

12月14日に第47回衆院選が行われ、予想通り経済政策の継続を訴えた与党が圧勝しました。疑惑の渦中にあり大臣を辞任した女性前議員は当選を果たしましたが、党の代表者が落選するなど波乱含みの選挙であったように思います。そして、国民の信任を得た「アベノミクス」がいよいよ第2幕に入ることになります。

今年の4月から引き上げられた消費税の影響は、7月～9月のGDP（国内総生産）が前年比で1.9%減となる等、財政再建を掲げる政策の好材料が乏しい中、消費税の増税が平成29年4月に延期されました。その間に、懐に忍ばせているかもしれない第4の矢があれば、早めに解き放ち放ち景気回復に努めてもらいたいものですね。第3次安倍内閣の手腕に期待していきたいと思います。

また、今回の衆議院選挙は、一票の格差が是正されないまま行われており、弁護士らのグループが、これは、憲法違反だとして全国295の選挙区すべてについて無効請求訴訟が起こしました。選挙区ごとに主婦や学生などさまざまな人が原告として参加されたようです。去年の参議院選挙の区割りには、違憲状態にあるとの最高裁の判断が示されましたが、今回初の「違憲・無効」の最高裁判断が示されるのかどうか。こちらの審理にも注目をしていきたいと思います。

それでは、今月の法エールもよろしく申し上げます。そして、良いお年をお迎えください。

（代表社員 大島 隆広）



民事法律扶助について



これまで、民事法律扶助制度（一定の要件により、弁護士・司法書士の費用を立て替える制度）について説明をしてきました。この民事法律扶助の制度の経緯、利用実績や利用の要件などは、法エール10月号、11月号をご覧ください。

今回は、司法書士（弁護士）が代理人になる場合の代理援助や、書類の作成のみを行う場合の書類作成援助の手続きの流れについてご説明します。

【代理援助・書類作成援助手続きの流れ】

1 無料法律相談

まずは、司法書士（弁護士）が無料相談を受け、民事法律扶助の利用が必要と判断された場合は、以下の要件を満たしているかを確認し、法テラスでの審査を受けることとなります。

- （確認する要件）○資力基準を満たしていること
○勝訴の見込みがないとはいえないこと
○民事法律扶助の趣旨に適すること

2 審査

法律扶助を利用するには、法テラスにて審査が必要となります。援助を受けたい方は、収入を証する書面、住民票等を申込用紙と共に、法テラスに提出します。申込用紙等は、司法書士（弁護士）事務所においてありますので、審査の書類は、司法書士（弁護士）が作成して、法テラスに持ち込みます。

3 援助開始決定

援助開始決定を受けると、代理費用や書類作成費用など司法書士（弁護士）の費用（着手金、実費等）を立替えてくれます。立替えた費用については、毎月分割で償還していきます。

4 事件終了

事件の結果を考慮し、審査の上、司法書士（弁護士）報酬の額を決定します。

生活保護を受給中の方は、立替費用の償還を免除されます。

要件等を見ていただくとわかるのですが、そんなに厳しくはありません。

また、ご注意いただきたいのは、上記の手続きの流れはあくまで代理援助や書類作成援助であって、法律相談については、収入を証する書面や住民票は必要ありません。

その他、民事法律扶助制度の詳しい内容や利用については、お近くの司法書士、弁護士事務所にご相談ください。

判例紹介

ベランダ喫煙で慰謝料 (名古屋地裁平成24年12月13日)



マンションの下の階に住む男性がベランダで吸うたばこの煙で体調を崩したとして、名古屋市的女性が男性に150万円を求めた訴訟。

女性は5階、男性はすぐ下の階に居住。女性にはぜんそくの持病があり、下から流れてくるたばこの煙をストレスに感じ、帯状疱疹（ほうしん）を発症した。扇風機や空気清浄器を付けても煙が気になり、手紙や電話で喫煙をやめるよう男性に求めたが、応じなかった。

男性側は、女性の体調悪化と煙の因果関係は認められず、マンションの規則でベランダでの喫煙は禁じられていないこと、たばこを吸いながら景色を眺める楽しさや私生活の自由を挙げ、「違法性はない」と反論した。

裁判所の判断

判決では、女性にたばこの煙による体調悪化は認められないとしながらも「男性は喫煙をやめるよう依頼されたにもかかわらず吸い続けた」と指摘し、他の居住者に不利益を与えていることを知りながら、ベランダでの喫煙を続けたことは不法行為に当たると判断した。

近隣住民に配慮しない喫煙の違法性を認め、精神的な損害への慰謝料として5万円の支払いを命じた。

コメント

愛煙家の方にとっては、耳が痛い判決ではないでしょうか。ホタル族などと称されておりましたが、やはり近隣住民の方に配慮し、マナーを守ることが大切になりますね。

街中などでも同じことだと思えます。



コラム

あいさつ



先日、校区内にある薬屋さんに寄る機会がありました。

そのお店には駄菓子コーナーもあり、小学生たちがよく買い物に来ていました。

小学生たちは、店に入るとき「こんにちは。」と元気良くあいさつをし、友達と一緒に店のご主人と世間話をしながら買い物。買い物後、「ありがとう。最近暗くなるのが早いけん、早くうちに帰らなんよ。」と店のご主人に言われ、「おっちゃん、ありがとう、さようなら。」とまた元気良くあいさつをして店を出ました。

しっかりあいさつできる小学生に感心し、また店のご主人の人柄を感じながら私もこころ温まって店を後にしました。

このことを高校生の長女に話すと、そのお店では元気良くあいさつをして買い物するのが、小学生の間で当たり前になってることや、その店で買い物をしていた自分の小学生時代を楽しそうに話してくれました。

子供たちの社会性を育み、子供時代の楽しい思い出をつくってくださっている店のご主人に感謝しています。

(龍田事務所 大島 文恵)

司法書士日記

早いもので息子は7ヶ月をむかえました。つかまり立ちをマスターし、あらゆるものにつかまろうとします。すくすく髪の毛が育ちつつある息子とは反対に、私は、抜け毛に悩まされております。授乳の影響で数ヶ月前から抜け始め、既に以前の髪の毛の半分以下のボリュームになり、このままでは復帰するときには、より貧相な容貌にまるのではないかと不安に感じております。

さて、話は変わりますが、先日認可保育園の入園申し込み（4月入園分）をして参りました。4月に復帰を予定しておりますので、今後とも宜しくお願い致します。

（清水事務所 司法書士 野口 芽久美）

お知らせ

～寄り添う支援で笑顔ふたたび～

当法人は、「NPO法人身近な犯罪被害者を支援する会」との連携を図っています。

ご質問、ご相談等ございましたら、当法人もしくは下記までご連絡ください。

TEL 096-341-8222

FAX 096-341-8333

命の絆・大切に、輝く命・永遠に

当法人は、「一般社団法人命の尊厳を考える会」との連携を図っています。

ご質問、ご相談等ございましたら、当法人もしくは下記までご連絡ください。

TEL 096-337-1251

FAX 096-337-3355

当法人では、継続的な相談にも対応できるよう、**顧問契約**の締結を行っています。会社・個人問いません。詳しくはお近くの事務所までお気軽にお問い合わせください。



司法書士法人ヒューマン・サポート法律支援センター

- 龍田事務所** 〒861-8006
熊本市北区龍田3丁目32番18号
TEL: 096-327-9989 FAX: 096-327-9799
- 清水事務所** 〒861-8066
熊本市北区清水亀井町16番11号
TEL: 096-346-3927 FAX: 096-346-4044
- 薄場事務所** 〒861-4131
熊本市南区薄場町46番地 薄場合同ビル内
TEL: 096-320-5132 FAX: 096-357-5710
- 健軍事務所** 〒861-2106
熊本市東区東野1丁目1番12号
TEL: 096-360-3366 FAX: 096-360-3355
- ホームページアドレス <http://www.hshsc2003.jp/>